

地方交付税算定における トップランナー方式の概要と課題

飛 田 博 史

はじめに

2016年度の市町村の普通交付税算定（以下「交付税算定」と呼ぶ）において、いわゆるトップランナー方式が採用されることになった。「方式」といっても、何か特別な算定方法が加わったわけではなく、地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の算定基礎となる単位費用の一部の積算に、民間委託等による合理化の要素を反映させたものである。

交付税算定の全体からすれば、一部の見直しであり、財政運営上の影響も限定的と考えられるが、こうした積算方法を国が明示したことにより、極端な合理化への拍車がかかる可能性が懸念される。

また、交付税法に規定される「合理的、且つ、妥当な水準」のあり方からみて、大きな転換点となる可能性も考えられる。

本稿では、トップランナー方式について解説するとともに、今年度の単位費用への影響を検証し、算定の実態と課題について明らかにする。

1. トップランナー方式の概要

(1) 経緯

交付税における「トップランナー方式」（以下「ト方式」と呼ぶ）の考え方が示されたのは、2015年5月12日の経済財政諮問会議（以下「諮問会議」と呼ぶ）における有識者議員提出資料⁽¹⁾「論点整理・総論 — 経済再生と財政健全化を両立する計画

(1) 伊東元重、榊原定征、高橋進、新浪剛史の連名による資料

の策定に向けて —」においてである。

当時、諮問会議は、いわゆる骨太方針2015（経済財政運営と改革の基本方針2015）に盛り込む、経済・財政一体改革⁽²⁾に関する議論を重ねていた。

議員提出資料では、公共サービスにおける地方歳出のムダをなくす「インセンティブ改革」として、地方財政制度において、結果平等を保障する仕組みから頑張る地方の取組を促す仕組みへとシフトする考え方が示された。その一環として「地方交付税の単位費用を計画期間内に低コスト団体にあわせる仕組みを導入する」いわゆる「ト方式」が提案された。

これらを踏まえ、同年6月30日に閣議決定された骨太方針2015では「自治体間での行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、自治体の行財政改革を促すとともに、例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映し（トップランナー方式）、自治体全体の取組を加速する」と明記され、制度化へ向けた方針が確定した。

制度設計にあたっては、同年8月28日に総務大臣発出の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」において示された、民間委託等の検討を求める業務分野が対象となった。このうち交付税算定の対象になっている23業務が抽出され、16業務について2016年度の単位費用の積算基礎において見直されることになった。

（2） 概 要

「ト方式」は、交付税（厳密には普通交付税）の基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）の算定基礎となる「単位費用」について、合理化が進んだ自治体の経費水準を反映させるものである。

資料1（本稿末参照）は、「ト方式」の概要である。

2016年度は学校用務員事務、道路維持補修・清掃等の16業務が見直しの対象となり、残り7業務（図書館管理、公民館管理等）については地方自治体の意見などを踏まえて課題等を検討し、2017年度以降可能なものから見直しを図ることとしている。

2016年度の見直し対象の業務数は道府県分が12、市町村分が16。2017年度以降は道

(2) 2020年度までに国・地方の基礎的財政収支（P B）の黒字化、それにいたる集中改革期間として、2018年度時点でP Bの赤字をG D P比1%前後とするなどの目標

府県分が4、市町村分が5となっており、所管事務の違いなどにより市町村分の対象事業数が多くなっている。

「ト方式」にともなう見直しは次の2点からなる。

第一に経費区分の見直しである。これは単位費用の算定基礎となる経費区分を従来の人件費から委託料等に振り替えるもので、これだけでは単位費用の減少に影響しない。

第二に経費水準の引き下げである。これは経費区分の振り替え先である委託料等について、単価を3～5年にわたり段階的に引き下げるものである（なお道府県分の庶務業務は1カ年の引き下げである）。この場合、他の条件を等しくすれば、単位費用にとってはマイナスの影響をもたらす。

以上の2つの見直しが「ト方式」の要諦であるが、対象業務すべてにおいて、これら2つの見直しが行われるわけでない。

資料の表でみると、「経費区分の見直し」については道府県分、市町村分ともほぼすべての項目について適用されているが、「経費水準の見直し」については道府県分では体育館管理、競技場管理、プール管理、公園管理。市町村分について一般ごみ収集、学校給食（調理・運搬）、公園管理費で据え置かれている。この理由については2004年度に民間委託を前提として、すでに算定が見直されているためとされている⁽³⁾。

据え置かれた項目については交付税算定における経費項目の計上を見直したに過ぎず、他の条件が変わらなければ、従前通りの人件費の算定が行われているとみなすことができる。

2. 「ト方式」と単位費用の関係

本章では、「ト方式」と単位費用の関係を解説する。

(1) 地方交付税とは

交付税は、各自治体の通常の行政サービスを行うために必要な、税などの一般財源を一定の計算を通じて保障するものであり、その計算が交付税算定である。

(3) 『地方財政』2016年5月号、70ページ

図表 1 は交付税制度の概要である。

交付税総額は、国が毎年策定する「地方財政計画」という地方全体の普通会計収支見直しを通じて決定される。

基本となる原資は国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の法定率分で、総額に満たない分は国の一般会計からの加算などにより確保される。

総額のうち94%相当額が、普通交付税として一定の計算を通じて各自治体に交付される分であり、今回の「ト方式」に関係するところである。

なお、残り 6 % は、特別交付税として災害関連、除排雪、地域医療の確保など、自治体ごとの特別な財政需要を踏まえて交付される。

（2） 交付税算定の概要

図表 1 には交付税算定の大まかな仕組みが示されている。

当該自治体の通常の行政経費を「需要額」、これに必要な税收等の見直し（標準税収入）の75%相当を「基準財政収入額」（以下「収入額」と呼ぶ）としてそれぞれ計算し、前者が後者を上回る分を財源不足と見なして、その差額が普通交付税として交付される。

計算式は道府県分と市町村分で別立てとなっている。

図中ではA市の例として需要額100億円に対し、収入額が60億円で40億円が普通交付税となる。

需要額の計算は、その対象となる経費項目ごとに単位費用、測定単位、補正係数の3つの要素を乗じたものを積算する。

算定基礎のうち、単位費用は経費の単価であり、標準団体を想定してこれに要する経費を単位あたりの金額で設定したものである。この標準団体というのは、経費の標準となる単位費用を算出するための標準的な団体であり、道府県分は人口170万人、面積6,500km²。市町村分は人口10万人、面積210km²などの規模が設定されている。

今回の「ト方式」は、この単位費用の内容を見直すものである。

測定単位は、自治体ごとの人口や面積などの国の統計や公的資料などにもとづく実数値であり、経費項目ごとに適用する測定単位が法定されている。

単位費用と測定単位を乗じることで、当該自治体の通常の行政経費が算定されるが、実際には自治体の規模や行政権限の違いによる経費の多寡が生じるために、三番目の要素である補正係数を乗ずる。

図表 1

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

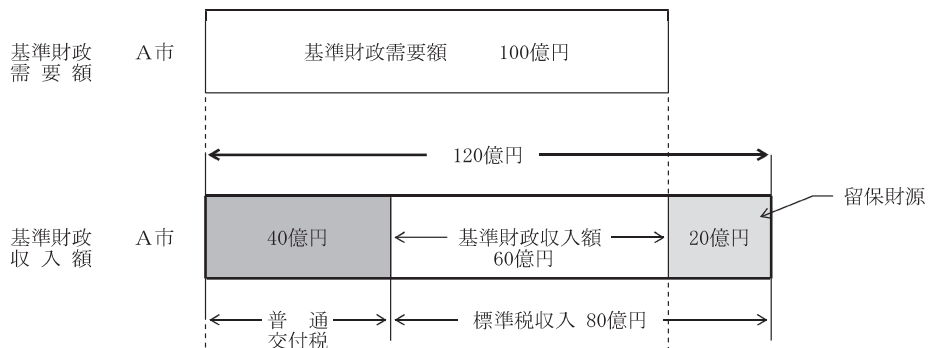
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 ＝ （基準財政需要額－基準財政収入額） ＝ 財源不足額

基準財政需要額 ＝ 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 ＝ 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

普通交付税の仕組み



（資料）総務省ホームページ

補正係数には、小規模自治体で割高な経費を割増し算定する「段階補正」や人口密度などの違いによる経費を割増し算定する「密度補正」など8種類がある。

今回の「ト方式」では、小規模自治体における民間委託等の進捗状況が進まない現状を踏まえ段階補正の充実が図られている。

(3) 算定対象となる経費と単位費用

図表2-1・2は2016年度の単位費用の項目別一覧である。太枠は「ト方式」の対象項目である。

表中には経費項目、適用される測定単位、今年度と前年度の単位費用が示されており、おおまかには個別算定経費（公債費含む）と包括算定経費からなる。

たとえば道府県分の警察費の2016年度の単位費用は8,403,000円（警察職員数一人当たり）で前年比マイナス79,000円、市町村分の消防費は11,300円（人口一人当たり）などとなる。

なお、包括算定経費には総務費や建設事業費関連が計上されている。

(4) 単位費用の仕組みと「ト方式」の影響

「ト方式」の導入により、単位費用の基礎算定の見直しが図られる。

そこで、まず、単位費用の設定の仕組みについて、今回の見直しの対象となる市町村分の清掃費（測定単位人口）の2015年度分を例に図表3で解説しよう。

2015年度の同項目の単位費用は5,070円であり、表中ではこの算定基礎を表した。

人口10万人の標準団体に要するⅠ行政規模、Ⅱ職員配置は表中の通りである。

このうち職員配置の課長、職員A、職員Bは、職員の人件費を算定するもので、部長、課長、職員A・Bの4つの職位から費目ごとにその人数が設定される。

これらは毎年度の「給与統一単価等」にもとづき算定され、職員Aは給与水準が相対的に高い経験のある一般職員、同Bは給与水準が相対的に低い経験の浅い一般職員というイメージである。なお、清掃費の場合、現業職員は主に職員Bに含まれるが、給与水準自体は統一単価とは別に、実態などを勘案して設定される。

これら4つの職位で単位費用の人件費を算定することになるため、あくまで理論値の域を出ないが、それでも統一単価等の設定にあたっては、地方公務員給与実態調査と全国の人事委員会勧告などを踏まえており、一定の根拠をもっている。

これらの行政規模を前提にした単位費用の算定基礎がⅢである。

図表 2-1 2016年度単位費用に関する調

1 道府県分
(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		2016年度 単位費用 (A)	2015年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
一	警 察 費	警察職員数	8,403,000	8,482,000	-79,000	-0.9
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	146,000	151,000	-5,000	-3.3
		道路の延長	1,972,000	1,931,000	41,000	2.1
	2 河 川 費	河川の延長	175,000	168,000	7,000	4.2
	3 港 湾 費	港 係留施設の延長	28,100	27,800	300	1.1
		湾 外郭施設の延長	6,300	6,210	90	1.4
		漁 係留施設の延長	10,700	10,800	-100	-0.9
港 外郭施設の延長	6,040	6,000	40	0.7		
4 その他の土木費	人 口	1,420	1,430	-10	-0.7	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	教 職 員 数	6,210,000	6,223,000	-13,000	-0.2
	2 中 学 校 費	教 職 員 数	6,253,000	6,265,000	-12,000	-0.2
	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,599,000	6,665,000	-66,000	-1.0
		生 徒 数	56,600	58,900	-2,300	-3.9
	4 特別支援学校費	教 職 員 数	6,102,000	6,118,000	-16,000	-0.3
		学 級 数	2,074,000	2,098,000	-24,000	-1.1
	5 その他の教育費	人 口	2,110	1,930	180	9.3
公立大学等学生数		212,000	214,000	-2,000	-0.9	
私立学校等生徒数	282,700	279,500	3,200	1.1		
四 厚 生 勞 働 費	1 生活保護費	町村部人口	9,310	9,250	60	0.6
	2 社会福祉費	人 口	14,100	13,500	600	4.4
	3 衛 生 費	人 口	14,800	14,900	-100	-0.7
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	53,500	53,100	400	0.8
		75歳以上人口	103,000	103,000	0	0.0
5 勞 働 費	人 口	461	480	-19	-4.0	
五 産 業 経 済 費	1 農 業 行 政 費	農 家 数	113,000	110,000	3,000	2.7
	2 林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積	5,000	4,780	220	4.6
		公有林野の面積	15,200	15,200	0	0.0
	3 水 産 行 政 費	水 産 業 者 数	335,000	311,000	24,000	7.7
4 商 工 行 政 費	人 口	2,010	2,080	-70	-3.4	
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	6,020	6,060	-40	-0.7
	2 恩 給 費	恩給受給権者数	1,079,000	1,103,000	-24,000	-2.2
	3 地 域 振 興 費	人 口	636	625	11	1.8
七	地域経済・雇用対策費	人 口	790	1,530	-740	-48.4
八	地域の元気創造事業費	人 口	950	950	0	0.0
九	人口減少等特別対策事業費	人 口	1,700	1,700	0	0.0
十	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	2016年度 単位費用 (A)	2015年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口	10,390	11,220	-830	-7.4
面 積	1,234,000	1,269,000	-35,000	-2.8

(資料) 総務省ホームページ (筆者加筆修正)

図表 2-2

2 市町村分
(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		2016年度 単位費用 (A)	2015年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
一	消 防 費	人 口	11,300	11,300	0	0.0
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	75,200	76,600	-1,400	-1.8
		道路の延長	193,000	190,000	3,000	1.6
	2 港 湾 費	港 係留施設の延長	26,600	26,500	100	0.4
		湾 外郭施設の延長	6,300	6,210	90	1.4
		漁 係留施設の延長	10,700	10,900	-200	-1.8
	港 外郭施設の延長	4,400	4,380	20	0.5	
3 都市計画費	都市計画区域における人口	957	942	15	1.6	
4 公 園 費	人 口	531	533	-2	-0.4	
	都市公園の面積	36,300	36,300	0	0.0	
	5 下 水 道 費	人 口	94	94	0	0.0
6 その他の土木費	人 口	1,680	1,720	-40	-2.3	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児 童 数	43,100	43,900	-800	-1.8
		学 級 数	828,000	820,000	8,000	1.0
		学 校 数	9,181,000	9,228,000	-47,000	-0.5
	2 中 学 校 費	生 徒 数	40,400	41,300	-900	-2.2
		学 級 数	1,010,000	1,008,000	2,000	0.2
		学 校 数	8,778,000	9,126,000	-348,000	-3.8
	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,668,000	6,780,000	-112,000	-1.7
		生 徒 数	70,300	73,100	-2,800	-3.8
4 その他の教育費	人 口	5,090	5,060	30	0.6	
	幼稚園等の小学校就学前子どもの数	360,000	366,000	-6,000	-1.6	
四 厚 生 費	1 生活保護費	市 部 人 口	9,520	9,520	0	0.0
	2 社会福祉費	人 口	21,100	20,500	600	2.9
	3 保健衛生費	人 口	7,820	7,900	-80	-1.0
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	70,900	70,200	700	1.0
		75歳以上人口	90,600	90,300	300	0.3
5 清 掃 費	人 口	5,070	5,070	0	0.0	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数	81,500	79,600	1,900	2.4
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	269,000	250,000	19,000	7.6
	3 商工行政費	人 口	1,280	1,320	-40	-3.0
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	4,530	4,540	-10	-0.2
	2 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	1,190	1,210	-20	-1.7
		世 帯 数	2,160	2,020	140	6.9
	3 地域振興費	人 口	1,910	1,830	80	4.4
面 積	1,043,000	1,043,000	0	0.0		
七 地域経済・雇用対策費	人 口	740	1,410	-670	-47.5	
八 地域の元気創造事業費	人 口	2,530	2,530	0	0.0	
九 人口減少等特別対策事業費	人 口	3,400	3,400	0	0.0	
十 公 債 費	「公債費の内訳」参照					

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	2016年度 単位費用 (A)	2015年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口	19,080	20,180	-1,100	-5.5
面 積	2,437,000	2,467,000	-30,000	-1.2

図表3 清掃費（市町村分）の算定基礎

I 標準団体行政規模

人 口	10万人	し尿処理場	1カ所
ごみ処理場	1カ所	分別収集・廃棄物減量化対策処理車両	ショベルローダー1台
ごみ処理車両	ダンプ1台 ブルドーザ1台		
その他車両	ダンプ1台		

II 標準団体職員配置

	課 長	職員A	職員B	合 計
清掃費				
ごみ処理費	1	2	17	20
し尿処理費		2	3	5
分別収集・廃棄物 減量化対策費			4	4
合 計	1	4	24	29

III 単位費用算定の基礎

	総 額	特定財源 (控 除)	(単位 千円)	(単位 円)	備 考
			(A)一般財源	単位費用 (A)/10万人	
清掃費					
ごみ処理費	396,269	55,478	340,791	3,408	
(給与費)	116,940				職員数20人
(報償費)	40				
(需用費等)	111,757				
(委託料)	167,532				
し尿処理費	84,387	10,970	73,417	734	
(給与費)	32,550				職員数5人
(報償費)	40				
(需用費等)	37,032				
(委託料)	14,765				
分別収集・廃棄物 減量化対策費	93,227	562	92,665	927	
(給与費)	21,440				職員数4人
(需用費等)	22,498				
(委託料)	41,812				
(負担金・補助 及び交付金)	7,477				
合 計	573,883	67,010	506,873	5,070	
給与費	170,930	20,733	150,197	1,502	
その他	402,953	46,277	356,676	3,567	

(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用編)』2015年度、2016年度より作成

経費項目は清掃費（ごみ処理費、し尿処理費）と分別収集・廃棄物減量化対策費からなり、それぞれ、第一列に総額、第二列にごみ処理手数料等の特定財源、前者から後者を控除した額が、単位費用の算定対象の一般財源となる。これを標準団体の人口10万人で割った一人当たりの単価で算出したものが単位費用となる。

具体的にみると、清掃費の総額573,883千円から特定財源67,010千円を控除した一般財源相当額が506,783千円となり、これを人口10万人で割り、端数を処理した額5,070円が清掃費の単位費用である。

各項目は給与費や需用費等などの内訳から構成されており、先述のように現業職員の給与は給与費に含まれる。

清掃費（一般ごみ収集）に対する「ト方式」の導入は、経費水準を維持した上で、経費項目を給与費から委託費等に振り替えるというものである。これを算定構造から見ると、表中ではごみ処理費の給与費のうち、現業職員分が削減され、相当額が委託料等に移行することになり、単位費用には直接影響がない。

他の対象項目では、給与費から委託費等への振り替えと振り替え先の委託費自体の見直し（削減）が同時に行われるものがある。この場合、算定基礎の給与費から委託費へ振り替えた上で、委託費の減額が行われ、単位費用のマイナス要因となる。

ただし、そもそも各項目の算定基礎は毎年度見直されており、「ト方式」導入だけで単位費用が変動するわけではない。したがって、各自治体で今年7月に行われた算定結果の内容を検証し、同方式の影響を見極める必要がある。

なお、8月2日の高市総務大臣の記者会見によれば、同方式による需要額の減少総額は440億円程度と見込んでいる。この額は2016年度の交付団体全体の基準財政需要総額（臨時財政対策債控除前、公債費除く）との対比ではわずか0.1%に過ぎない。

3. 「ト方式」の単位費用への影響

(1) 単位費用の見直し内容

再度、資料1で今回の見直しの具体的な内容を見ておこう。

「平成28年度トップランナー方式の見直し内容」というタイトル（道府県分、市町村分）の「見直し内容・経費水準の見直し」の欄の見直し前と見直し後をみていただきたい。

需要額の算定項目ごとに単位費用に含まれる給与費や維持補修費等の見直し前となる2015年度の金額と段階的な見直し後の金額が記載されており、「据え置き」を除けば単位費用のマイナス要因となるものである。

それぞれの見直しによる単位費用への影響について、次節において検証する。

(2) 概況

図表4は単位費用とその算定基礎となる一般財源ベースの事業費総額の変化を2016年度と2015年度でみたものである。

表中では、前年度からの減少額とともに、その内数として「ト方式」による事業費総額および単位費用の減少分を「『ト方式』の影響額」と表記した。

単位費用の状況を見ると、算定項目の大半が前年度に比べ減少しているが、同方式によるマイナスの影響は項目によって異なる。

単位費用の減少額と「ト方式」による減少額がほぼ等しく、同方式の影響が大きい項目として、道府県分では道路橋りょう費（道路の面積）。市町村分では小学校費（学校数）、道路橋りょう費（道路の面積）、戸籍住民基本台帳費（戸籍数）、徴税費（世帯数）があげられる。

一方、市町村分の戸籍住民基本台帳費（世帯数）、その他の教育費（人口）のように、同方式の影響を相殺して増加している項目もあり、その影響を一律にとらえることはできない。

そのほか、道府県分のその他の教育費（人口）、その他の土木費（人口）。市町村分の清掃費（人口）、小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）、公園費（人口）については、算定基礎の費目区分の見直しのみで、影響額はゼロとなっている。

表中の右側には事業費ベースの状況が示されており、このなかの「ト方式」の影響額を合計すると、標準団体ベースの需要額の減少額が推計できる。

試算してみると道府県分（人口170万）では約2.4億円、市町村分（人口10万人）では1,700万円＋ α となる。市町村分の＋ α は小中学校費および高等学校費の金額が一枚当たりであるため、人口10万人の学校数の設定による不確定部分であるが、数百万円程度と推測される。

表の右端は見直し期間後の単位費用の減少率を試算したものである。項目ごとにその減少率は大きく異なり、減少率が大きいのは道府県分では道路橋りょう費（道路の面積）、市町村分では小中学校費（学校数）、道路橋りょう費（道路の面積）、徴税

図表4 トップランナー方式による単位費用の影響（総括）

対象業務	基準財政需要額の算定項目	単位費用（円）		増 減	うちトップランナー方式による影響額	単位費用伸び率	うちトップランナー影響分	事業費総額（一般財源ベース）（千円）		増 減	うちトップランナー方式の影響額	参考		
		2016	2015					2016	2015			見直し期間後の単位費用（試算）	伸び率	
		道府県分												
学校用務員事務	高等学校費・生徒数	56,600	58,900	-2,300	-325	-3.9%	-0.6%	1,960,604	2,040,438	-79,834	-11,272	57,277	-2.8%	
	特別支援学校費・学級数	2,074,000	2,098,000	-24,000	-3,886	-1.1%	-0.2%	725,851	734,311	-8,460	-1,360	2,078,597	-0.9%	
	道路維持補修・清掃費等	146,000	151,000	-5,000	-5,504	-3.3%	-3.6%	4,535,776	4,682,206	-146,430	-170,633	134,521	-10.9%	
	本庁舎清掃等	17,663	19,082	-1,419	-44	-7.4%	-0.3%	17,663	19,082	-1,419	-44	18,941	-0.7%	
	庶務業務				-8						-8			
	体育館・競技場・プールの施設管理	その他の教育費・人口	2,110	1,930	180	0	9.3%		3,595,311	3,283,408	311,903	0		
公園管理	その他の土木費・人口	1,420	1,430	-10	0	-0.7%		2,407,823	2,425,203	-17,380	0			
市町村分	学校用務員事務	小学校費・学校数	9,181,000	9,228,000	-47,000	-156,000	-0.5%	-1.7%	9,181	9,228	-47	-156	8,448,000	-8.5%
		中学校費・学校数	8,778,000	9,126,000	-348,000	-156,000	-3.8%	-1.7%	8,778	9,126	-348	-156	8,346,000	-8.5%
		高等学校費・生徒数	70,300	73,100	-2,800	-400	-3.8%	-0.5%	42,183	43,866	-1,683	-240	71,108	-2.7%
	道路維持補修・清掃費等	道路橋りょう費・道路の面積	75,200	76,600	-1,400	-1,783	-1.8%	-2.3%	203,173	206,743	-3,570	-4,813	71,209	-7.0%
	本庁舎清掃等	包括算定経費・人口（百万円）	1,908	2,018	-110	-2	-5.5%	-0.3%	1,908	2,018	-110	-2	1,987	-1.5%
	庶務業務					-2						-2		
						-3						-3		
	情報システムの運用	戸籍住民基本台帳費・戸籍数	1,190	1,210	-20	-14	-1.7%	-1.2%	48,722	49,784	-1,062	-851		
		戸籍住民基本台帳費・世帯数	2,160	2,020	140	-21	6.9%	-1.0%	88,758	82,793	5,965	-859		
		徴税费・世帯数	4,530	4,540	-10	-64	-0.2%	-1.4%	185,773	186,025	-252	-2,623	4,345	-4.3%
		一般ごみ収集	清掃費・人口	5,070	5,070	0	0	0.0%		569,415	573,883	-4,468	0	
	学校給食（調理）	小学校費・児童数	43,100	43,900	-800	0	-1.8%		29,760	30,303	-543	0		
学校給食（運搬）	中学校費・生徒数	40,400	41,300	-900	0	-2.2%		24,250	24,799	-549	0			
体育館・競技場・プールの施設管理	その他の教育費・人口	5,090	5,060	30	-6	0.6%	-0.1%	508,620	505,611	3,009	-643	5,037	-0.5%	
公園管理	公園費・人口	531	533	-2	0	-0.4%		53,129	53,289	-160	0			

（資料）前掲「制度解説」より作成

費（世帯数）などがあげられる。

このように「ト方式」が比較的多くの項目に適用されており、需要額へのマイナスの影響が大きいことが懸念されるが、小中学校費などの教育関連を除けば算定項目が需要額全体に占める割合は比較的小さいため、影響は限定的と推察される。

（3） 算定基礎の状況

本節では単位費用の算定基礎となる事業費ベースの算定状況についてみる。

対象事業費ごとの算定基礎の詳細は本稿末の資料2-1・2を参照されたい。

「ト方式」の見直しのパターンは、すでに資料1で解説した通り①経費区分の振り替え（給与費など→委託料等）②委託料等の水準引き下げの組み合わせからなる。

算定基礎の具体的な見直し方法はパターンごとに下記のように整理できる。

○①+②のパターン

（道府県分：学校用務員事務、本庁舎清掃等・庶務業務）

（市町村分：学校用務員事務、本庁舎清掃等・庶務業務・情報システムの運用、体育館管理等）

これらの業務では該当項目で設定されている職員数（現業職員含む）を削減または廃止し、合理化分（減額分）を反映しつつ委託料等の金額を増額している。

見直しの状況としては、学校用務員事務（小学校費、中学校費）のように、給与費で設定されていた用務員数が廃止され、委託料に完全に移行するもの。

体育管理費等（その他の教育費）のように設定されている職員数の一部を減員して、委託料等へ振り替えるものがある。

なお、道府県分の学校用務員事務については給与費のほか、需用費等に計上されていた用務員等の賃金分を廃止し、委託料等に振り替えている。給与費と需用費等において用務員人件費がどのように扱われてきたかは不明である。

また、学校用務員事務の見直し年数は5年間とされているため、2017年度以降は委託料等を見直すことになるかと推察される。

その他、道府県分や市町村分の本庁舎清掃等、庶務業務、情報システムの運用については、総務省の資料では経費区分の見直し対象となっているが、実際の内訳では総務費のうち職員費が庶務業務集約化により減額される一方、財産管理費が増額されている。このことから、両者が区分見直しの対象と考えられるが、市町村分ではさらに企画費の情報管理費等も合理化をとまないつつ増額されているため、相互の振り替え

関係が不明である。

○①のパターン

(道府県分：体育館管理等、公園管理)

(市町村分：一般ごみ収集、学校給食（調理・運搬）、公園管理)

これらの業務では経費水準の見直しは「据え置き」扱いのため、該当項目に設定されている職員数を削減し、相当額の給与費を委託料等に振り替える算定が行われており、実質的な事業費の変動はない。実際には他の見直し要因により事業費の変動が生じているが、「ト方式」の算定とは無関係のものであることに留意する必要がある。

○②のパターン

(道府県分：道路橋りょう費)

(市町村分：道路橋りょう費)

道路橋りょう費については、経費区分の見直しは行わず、工事請負費等や委託料等の減額算定となっている。

4. 「ト方式」の問題点

以上のような単位費用を中心とする算定の検証を踏まえて、いくつかの問題点を指摘しておこう。

(1) 交付税法との矛盾

交付税法第2条の6の単位費用の定義では「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし……」と書かれている。

逐条解説では単位費用が「標準的条件を備えた地方団体」を前提とする理由として、行政の規模および内容が自治体の平均的なレベルに近く、自然的・社会的条件の特異性のない通常自治体の必要経費を単位費用として設定しなければ、自治体の財政需要

を合理的に算定する基礎として用いることができないためとしている⁽⁴⁾。

問われるのは「ト方式」の導入が、交付税法の単位費用の規定からみて適切かどうかである。

図表5は総務省調査による民間委託および指定管理者制度の実施状況をもとに、今回のト方式の主な対象業務を選定して整理したものである。

本庁舎の関連業務や清掃などでは実施・導入率が100%に近く、学校給食でも市区町村では61.9%である。「平均」という定義にもよるが、仮に50%以上の実施を平均とした場合、ト方式における見直しは法律に照らして一定の解釈が可能である。

図表5 民間委託（事務事業）・指定管理者制度の実施状況（実施比率、制度導入比率 %）

トップランナー方式の主な対象業務		都道府県	政令指定都市	市区町村
民間委託	本庁舎の清掃	100	100	99.2
	本庁舎の夜間警備	100	90	97.8
	案内・受付	97	100	86.2
	電話交換	89.2	89.5	89.9
	公用車運転	91.5	90	86.5
	し尿収集		89.5	97.8
	一般ごみ収集		100	96.3
	学校給食（調理）	100	89.5	61.9
	学校給食（運搬）	100	100	88.6
	学校用務員事務	34.1	40.0	32.8
	道路維持補修・清掃等	100	100	95.3
	情報処理・庁内システム維持	100	100	98.8
指定管理	体育館	93.9	90.8	36.5
	競技場	89.6	64.8	45.5
	プール	92.6	94.4	46.3
	大規模公園	87.9	49.3	49.8
（参考） 2017年度以降の 検討業務	図書館	9.5	21.5	14.7
	博物館	48.9	43.3	27.0
	公民館・市民会館		51.6	21.2
	児童館・児童遊園管理	85.7	71.3	22.5

（資料）総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」2016年3月25日公表より作成

* 網掛けは実施率50%未満

（4）遠藤安彦『地方交付税法逐条解説第三版』ぎょうせい、1996年、37ページ参照

しかし、学校用務員事務や指定管理の一連の公共施設については、都道府県、市区町村において50%未満が散見され、これを平均として単位費用に反映させることには、交付税の法理からみて疑義がある。

図表では2017年度以降導入が検討されている業務についても掲載したが、これらに至っては、ほとんどの業務でさらに低い実施・導入率となっており、ト方式導入の意義自体が疑われる。

総務省の説明では「多くの団体が民間委託等に取り組んでいる業務について、その経費水準を単位費用の算定基礎とした⁽⁵⁾」としているが、今後も含め「多くの団体」の具体的な根拠が示されるべきである。

むしろ、実態にはない「標準的条件」を交付税算定を通じて設定し、自治体の合理化を誘導する意図が感じられる。

(2) ト方式の経費水準設定の問題

民間委託実施率が高い業務を単位費用の標準的条件とみなした場合でも、「ト方式」には問題がある。

同方式導入のきっかけとなった「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、ト方式の導入について「例えば歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映し……」と書かれている。

さすがに特定の先進自治体の経費水準で算定されているとは考えられないが、いずれにしても何らかのモデルとなる経費水準が適用されていると想定される。

そうであるならば、前節同様に交付税法の単位費用のあり方からみて、平均概念とは異なる恣意的な基準で算定されることは、民間委託等の実態に関わらず問題点がある。

もし、そうした経費水準を標準や平均とするならば、モデル設定の方法を政府は個々の算定項目について明らかにすべきであろう。

かつて2002～2004年度の段階補正の削減の際には、人口10万人以下の自治体の3分の2の経費を基準とすることが明らかにされたが、今回はまったくのブラックボックス

(5) 萩野洋平・大井芳泰「地方交付税の単位費用の改正」『地方財政』2016年5月号、132ページ

スであり、政府としての説明責任を果たしていない。

(3) 都市部の行革推進の様相

「ト方式」の導入にあたっては、行政効率において不利な小規模自治体などの実情に配慮し、段階補正の見直しが行われている。すなわち、単位費用引き下げによる需要額の減少を段階補正の割増しで相殺する対策が講じられている。

実際の交付税算定結果の検証を無くして結論づけられないが、今回の「ト方式」が段階補正の適用されない、都市部自治体の合理化を推進するものと推察することができる。

(4) 地方公務員人件費の周辺切りの局面

今回の交付税算定では人件費の中核となる一般職員の給与統一単価は比較的安定的に設定されており、かつてのような毎年度の低落傾向には歯止めが掛かっている。

その一方で「ト方式」は現業職員やこれに準ずる人々の人件費にターゲットをあてたものであり、財源保障における人件費削減の新たな局面に入ったとみることができる。

2000年代はいわゆる三位一体改革やその後の集中改革プランを通じて、財源保障上の一般職員の定数や給与水準が削減され続けていった。2010年代に入りいわゆる歳出特別枠の交付税算定に行革や事業成果指標が定着するなかで、今回の方式が行革の触手を一般職員からその周辺切りへと波及する端緒とみることができる。

5. 結 び

そもそも「ト方式」というのは、電気製品や自動車などの省エネ基準を、先進的な製品の性能に基づき設定するものであり、いわば経産省用語が交付税算定に持ち込まれたことになる。

周知のように安倍政権の政策ブレーンは経産省関係者であり、消費増税延期の決定的なきっかけとなった伊勢志摩サミットの中で、世界商品価格の下落幅などの統計資料、いわゆる「リーマン・ペーパー」を示し、リーマンショック並みの国際経済リスクの合意を得ようとしたのも、いわゆる「経産省ライン」と呼ばれる関係者の筋書きだといわれてい

る⁽⁶⁾。

今回の交付税算定における「ト方式」の導入も、明らかに経産省ラインの政策が交付税制度を蹂躪しているものとみることができる。

本来、こうした制度の見直しに対して、総務省側が強く抵抗するのが通例であるが、昨年後半に「ト方式」導入方針が明らかにされて以降、高市総務大臣の答弁や提出資料をみているかぎり反発の勢いは弱く、むしろ率先して改革を受け入れる姿勢がうかがわれた。

先述のように「ト方式」は一般職員の給与水準よりもむしろ、現業職員などの経費合理化に重点を置いている点では、総務省は「一般財源総額確保」を堅持するのと引き替えに、交付税の人件費の算定合理化の新たなステージに入ったとみることができ、総務大臣自らがこれを認めたということである。

振り返ってみれば、2004年度の骨太方針において地方財政計画の「一般財源総額確保」が盛り込まれて以降、総務省は地方の「汗」、すなわち行革や地域活性化の成果などを交付税算定に反映させることと引き替えに「総額」を堅持してきたとみることができる。

たとえば2015年度の地方財政計画に、いわゆる地方創生枠が計上され、これを受けて地域活性化の指標にもとづく交付税算定が拡充された。安倍政権の地方創生に乗じて成果を上げた（汗をかいた）自治体が、交付税配分の恩恵を受けるのである。今回の「ト方式」もその一環といえるだろう。

このような交付税算定の状況を、税財源縮小時代の新たな算定のあり方として肯定することもできるだろう。

しかし、前章で指摘したように、少なくとも「ト方式」は交付税法などにおける財源保障の原理原則論と矛盾する点があり、こうした算定見直しの積み重ねは、やがて交付税制度の土台を破壊してしまうのではないかと懸念する。

一方、「ト方式」の当事者である自治体現場の動きも注目される。

仄聞するところによれば、同方式の導入により自治体現場では早くも現業職員の合理化提案の動きがあるようだ。なかには現業職員の雇用により交付税が削減されるといった根拠のない説明すらなされるようで、「ト方式」が、自治体の行革推進に都合よく使われる状況もみられる。

自治体関係者は、「ト方式」のアナウンス効果に陥ることなく、まずは今年の算定結果における影響を客観的に検証し、当該自治体の一般財源の状況を見極めることが求められ

(6) 毎日新聞朝刊 2016年6月1日記事参照

る。

交付税はあくまで自治体ごとの標準的行政水準を需要額の総額として計算し、総額の経費水準に必要な一般財源を保障するものである。個々の需要額の算定は総額を積算するためのプロセスであり、個々の項目の算定内容が自治体施策を拘束するものではない。交付税算定を通じて確保された一般財源の用途は自治体の決定に委ねられている。

自治体がこのような交付税の原則を見失い、「ト方式」のような算定に過剰な反応をするならば、中期的には地方全体の財源保障の大枠を自ら縮減させることになるだろう。

これまで地方六団体は10年以上にわたり「一般財源総額」の量的確保を評価してきたが、そろそろ質的な確保についても評価の目を向ける時期にきているのではないだろうか。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：トップランナー方式／地方交付税／民間委託／
単位費用／段階補正／指定管理者

【参考文献】

石原信雄『新地方財政調整制度論』ぎょうせい、2016年6月

遠藤安彦『地方交付税法逐条解説第三版』ぎょうせい、1996年

飛田博史「2016年度地方財政計画について」『自治総研』地方自治総合研究所、2016年2月号
ぎょうせい「地方財務」2016年1～7月号

地方財務協会「地方財政」2016年1～7月号

地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）』2015年度、2016年度

<資料1>

トップランナー方式の導入について

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映。
※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇案内・受付 ◇公用車運転 ◇本庁舎夜間警備 ◇電話交換	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、一部民間委託等)
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、包括算定経費	情報システムのクラウド化

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

(資料) 経済財政諮問会議 制度・地方行財政WG提出資料 (2016年2月12日)

平成28年度トップランナー方式の見直し内容【道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し		経費区分の見直し (給与費→委託料等)			
		見直し前	見直し後				
◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
	特別支援学校費	57,312(千円)	50,510(千円)	○	5		
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,550,647(千円)		3		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	334,448(千円)	○	3		
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	○	—		指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	○	—		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	8,270(千円)の減	○	1	庶務業務の集約化	

平成28年度トップランナー方式の見直し内容【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し		経費区分の見直し (給与費→委託料等)			
		見直し前	見直し後				
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○	5	民間委託等	
	中学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○			
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○			
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)		3		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	○	3		
◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	○	—		
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	小学校費	20,255(千円/1校)	据え置き	○	—		
	中学校費	12,782(千円/1校)	据え置き	○	—		
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	○	3		指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	○	—		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	11,398(千円)の減	○	5	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	○	3	情報システムのクラウド化	
	徴税費	32,030(千円)	24,160(千円)				
	包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)				

<資料2-1>

資料2-1

道府県分

学校用務員事務（高等学校費・生徒数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	481,396	765,813	△ 284,417	用務員数89人等→職員数34人、 民間委託等を前提に委託料等に振 り替え、見直し
（報酬）	81,878	81,885	△ 7	
（需用費等）	1,462,576	1,643,981	△ 181,405	用務員50人分の賃金→委託料等に振 り替え△106150千円
（維持補修費）	218,514	176,339	42,175	
（委託料等）	491,549	119,620	371,929	用務員事務委託料等として給与費 および需用費等から振り替え・見 直し。△11272千円
（負担金・補助及び交付金）	78,402	75,269	3,133	
生徒経費計	2,814,315	2,862,907	△ 48,592	
一般財源ベース	1,960,604	2,040,438	△ 79,834	
うちトップランナー方式による 一般財源影響額（千円）			△ 11,272	

（資料） 地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）2015・2016年度より作成 以下同

学校用務員事務（特別支援学校費・生徒数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	234,860	265,880	△ 31,020	職員数45人（うち用務員等6人） →職員数39人、民間委託等を前提 に委託費等へ振り替え
（報酬）	16,383	16,441	△ 58	
（需用費等）	242,513	277,742	△ 35,229	用務員等12人分の賃金→委託料等に 振り替え△25932千円
（工事請負費）	56,797	56,797	0	
（委託料等）	62,048	6,504	55,544	用務員事務委託料等として給与費 から振り替え・見直し。△1360千 円
（負担金・補助及び交付金）	233,398	227,782	5,616	
学級経費計	845,999	851,146	△ 5,147	
一般財源ベース	725,851	734,311	△ 8,460	
うちトップランナー方式による 一般財源影響額（千円）			△ 1,360	

道路維持補修・清掃等（道路橋りょう費・道路の面積）

		総額（千円）		前年度比増減	備考
		2016	2015		
内 道 訳 路 の 総	（給与費）	435,030	445,870	△ 10,840	
	（工事請負費等）	691,679	674,596	17,083	民間委託を前提に経費見直 し。△18904千円
	道路総務費計	1,126,709	1,120,466	6,243	
内 道 訳 路 の 維	（工事請負費等）	3,367,418	3,515,500	△ 148,082	民間委託を前提に経費見直 し。△147338千円
	（委託料等）	100,149	104,540	△ 4,391	民間委託を前提に経費見直 し。△4391千円
	道路維持費計	3,467,567	3,620,040	△ 152,473	
	道路橋りょう費計	4,594,276	4,740,506	△ 146,230	
	一般財源ベース	4,535,776	4,682,206	△ 146,430	
	うちトップランナー方式による 一般財源影響額（千円）			△ 170,633	

本庁舎清掃等および庶務業務（包括算定経費・人口）

	総額（百万円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
企画費	2,972	2,628	344	
総務費	5,821	6,656	△ 835	
（職員費）	1,908	2,048	△ 140	庶務業務集約化等による見直し △8百万円
（財産管理費）	683	460	223	庁舎管理委託による見直し △44百万円
各種委員（会）等費	758	733	25	
議会費	943	972	△ 29	
建設事業費	5,864	6,741	△ 877	
追加財政需要額	1,305	1,352	△ 47	
合計（一般財源ベース）	17,663	19,082	△ 1,419	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 52	

体育館管理等（その他の教育費・人口）

	総額（千円）		前年度比増減	備考	
	2016	2015			
教育委員会費	9,542	9,706	△ 164		
通信教育費	202,463	202,824	△ 361		
総務調査費	1,014,538	835,365	179,173		
学校管理費	200,963	201,136	△ 173		
学校教育費	435,113	410,932	24,181		
社会教育費	904,839	910,004	△ 5,165		
保健 体育 費の 内 訳	（給与費）	110,940	119,190	△ 8,250	職員数19→18人、民間委託等を前提に委託費等へ振り替え
	（報酬）	339	339	0	
	（需用費等）	42,764	69,279	△ 26,515	
	（委託料等）	41,111	50,813	△ 9,702	施設維持管理等委託として給与費から振り替え
	（負担金・補助及び交付金）	700	700	0	
保健体育費計	195,854	240,321	△ 44,467		
教育研修センター費	358,161	325,273	32,888		
子ども・子育て支援費	507,927	361,751	146,176		
その他の教育費計	3,829,400	3,497,312	332,088		
一般財源ベース	3,595,311	3,283,408	311,903		
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			0		

公園管理（その他の土木費・人口）

	総額（千円）			前年度比増減	備考
	2016	2015			
	都市計画費	383,682	449,753	△ 66,071	
	うち公園費	199,545	266,021	△ 66,476	
公園費の内訳	（給与費）	38,200	48,520	△ 10,320	職員数8→6人、民間委託等を前提に委託料等へ振り替え
	（需用費等）		33,871	△ 33,871	
	（委託料等）	161,345	183,630	△ 22,285	施設等維持管理委託料等として給与費から振り替え
	建設行政費	183,620	183,874	△ 254	
	住宅土地対策費	2,100,326	2,135,183	△ 34,857	
	土木行政費	808,336	802,733	5,603	
	その他の土木費計	3,475,964	3,571,543	△ 95,579	
	一般財源ベース	2,407,823	2,425,203	△ 17,380	
	うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			0	

<資料2-2>

資料2-2

市町村分

学校用務員事務（小学校費・学校数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）		3,707	△ 3,707	用務員数1人→民間委託等を前提に委託料等へ振り替え
（報酬）	3,506	3,316	190	
（需用費等）	1,931	2,016	△ 85	
（委託料等）	3,768	217	3,551	用務員事務委託手数料等として給与費から振り替え・見直し。 △156千円
学校経費計	9,205	9,256	△ 51	
一般財源ベース	9,181	9,228	△ 47	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 156	

学校用務員事務（中学校費・学校数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）		3,707	△ 3,707	用務員数1人→民間委託等を前提に委託料等へ振り替え
（報酬）	2,641	2,639	2	
（需用費等）	2,406	2,608	△ 202	
（委託料等）	3,768	217	3,551	用務員事務委託手数料等として給与費から振り替え・見直し。 △156千円
学校経費計	8,815	9,171	△ 356	
一般財源ベース	8,778	9,126	△ 348	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 156	

学校用務員事務（高等学校費・学校数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	8,710	13,977	△ 5,267	用務員数2人→職員1名。民間委託等を前提に見直し
（報酬）	1,289	1,290	△ 1	
（需用費等）	17,799	21,477	△ 3,678	
（維持修繕費）	2,481	2,480	1	
（建物改築費等）	17,760	16,920	840	
（委託料等）	8,646	1,691	6,955	用務員事務委託手数料等として給与費から振り替え、見直し。 △240千円
（負担金・補助及び交付金）	901	841	60	
生徒経費計	57,586	58,676	△ 1,090	
一般財源ベース	42,183	43,866	△ 1,683	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 240	

道路維持補修・清掃等（道路橋りょう費・道路の面積）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	39,770	40,000	△ 230	
（工事請負費等）	148,201	151,039	△ 2,838	民間委託等を前提に経費見直し
（委託料）	15,499	16,000	△ 501	民間委託等を前提に経費見直し
道路総務費計	203,470	207,039	△ 3,569	
一般財源ベース	203,173	206,743	△ 3,570	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 4,813	

本庁舎清掃等、庶務業務、情報システムの運用（包括算定経費・人口）

	総額（百万円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
企画費	433	379	54	
（うち情報管理費等）	200	129	71	情報システムクラウド化を前提に見直し。△3百万円
総務費	659	755	△ 96	
（うち総務費）	397	422	△ 25	庶務業務集約化等による見直し。△2百万円
（うち財産管理費）	2	1	1	庁舎管理委託を前提とする見直し。△2百万円
各種委員（会）等費	80	79	1	
議会費	197	221	△ 24	
建設事業費	478	523	△ 45	
追加財政需要額	61	61	0	
包括算定経費計（＝一般財源ベース）	1,908	2,018	△ 110	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（百万円）			△ 7	

一般ごみ収集（清掃費・人口）

	総額（千円）			前年度比増減	備考
	2016	2015			
	ごみ処理費	396,063	396,269	△ 206	職員数20→11人、委託費に振り替え
ごみ処理費の内訳	（給与費）	68,290	116,940	△ 48,650	
	（報償費）	39	40	△ 1	
	（需用費等）	111,079	111,757	△ 678	
	（委託料）	216,655	167,532	49,123	給与費から委託費に振り替え
	し尿処理費	82,780	84,387	△ 1,607	
	分別収集・廃棄物減量化対策費	90,572	93,227	△ 2,655	
	清掃費計	569,415	573,883	△ 4,468	
	一般財源ベース	569,415	573,883	△ 4,468	
	うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			0	
	単位費用（円）	5,070	5,070	0	
	うちトップランナー方式による単位費用影響額（円）			0	

学校給食・調理（小学校費・児童数）

	総額（千円）			前年度比増減	備考
	2016	2015			
	（給与費）		10,214	△ 10,214	給食従事員2→民間委託費等を前提に委託料等へ振り替え
	（需用費等）	6,369	6,920	△ 551	
	（委託料等）	20,255	10,041	10,214	給与費から給食委託料等に振り替え
	（負担金・補助及び交付金）	3,454	3,452	2	
	児童経費計	30,078	30,627	△ 549	
	一般財源ベース	29,760	30,303	△ 543	
	うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			0	

学校給食・運搬（中学校費・生徒数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）		5,107	△ 5,107	給食従事員1→委託費等に振り替え
（需用費等）	6,539	7,103	△ 564	
（委託料等）	12,782	7,675	5,107	給与費から給食委託料等に振り替え
（負担金・補助及び交付金）	5,261	5,256	5	
生徒経費計	24,582	25,141	△ 559	
一般財源ベース	24,250	24,799	△ 549	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			0	

体育館管理等（その他の教育費・人口）

	総額（千円）		前年度比増減	備考	
	2016	2015			
	教育委員会費	181,349	181,744	△ 395	
	社会教育費	244,513	247,032	△ 2,519	
	保健体育費	79,015	109,076	△ 30,061	
保健体育費内訳	（給与費）	28,030	33,500	△ 5,470	職員数5→4人、委託等を前提に見直し
	（報酬）	632	632	0	
	（需用費等）	19,426	27,311	△ 7,885	
	（委託料等）	30,727	47,433	△ 16,706	施設維持管理等委託料として給与費から振り替え・見直し。△643千円
	（負担金・補助及び交付金）	200	200	0	
	子ども・子育て支援費	81,737	59,156	22,581	
	その他の教育費計	586,614	597,008	△ 10,394	
	一般財源ベース	508,620	505,611	3,009	
	うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 643	

公園管理（公園費・人口）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	26,940	32,390	△ 5,450	民間委託等を前提に委託料等へ振り替え
（工事請負費等）	34	2,218	△ 2,184	
（委託料等）	26,155	18,681	7,474	給与費から振り替え
公園費計	53,129	53,289	△ 160	
一般財源ベース	53,129	53,289	△ 160	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			0	

情報システムの運用（戸籍住民基本台帳費・戸籍数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	50,930	51,230	△ 300	
（需用費等）	9,232	9,994	△ 762	情報システムクラウド化を前提に見直し。△581千円
戸籍費計	60,162	61,224	△ 1,062	
一般財源ベース	48,722	49,784	△ 1,062	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 581	

情報システムの運用（戸籍住民基本台帳費・世帯数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	90,120	90,670	△ 550	
（需用費等）	6,274	16,914	△ 10,640	電子計算機等賃借料を委託料へ移行
（委託料）	20,214	2,569	17,645	情報システムクラウド化を前提に見直し。△859千円
戸籍費計	116,608	110,153	6,455	
一般財源ベース	88,758	82,793	5,965	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 859	

情報システムの運用（徴税费・世帯数）

	総額（千円）		前年度比増減	備考
	2016	2015		
（給与費）	198,953	194,788	4,165	職員数31→32増員
（報酬）	172	172	0	
（需用費等）	43,905	49,391	△ 5,486	
（委託料）	58,508	56,741	1,767	情報システムクラウド化を前提に見直し。△2623千円
徴税费計	301,538	301,092	446	
一般財源ベース	185,773	186,025	△ 252	
うちトップランナー方式による一般財源影響額（千円）			△ 2,623	